

令和元年度 指定管理者モニタリングレポート
(指定管理者の管理運営業務評価結果)

施設名	八尾市立社会福祉会館
所在地	八尾市本町二丁目 4 番 10 号
所管課	地域福祉部地域福祉政策課

指定管理者	名称 社会福祉法人八尾市社会福祉協議会 代表者 会長 山下 彰 住所 八尾市本町二丁目 4 番 10 号
指定期間	平成 31 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日 (5 年間)

1. 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上

○利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られたか	評価結果
<p>条例・規則に沿った運営が行われ、行事案内や、施設の利用案内についても適切に情報提供が行われている。</p> <p>また、利用者の意見・要望についても、積極的に施設の管理運営に反映させる取り組みがなされており、高齢者、障がい者、子ども等が利用しやすいよう配慮がなされている。</p> <p>【利用者アンケート（利用者の満足度等）】</p> <p>①調査の概要（調査対象、調査時期、調査方法、回答状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象　八尾市立社会福祉会館（老人福祉センターを含む）の利用者 ・調査時期　令和元年 11 月 18 日～11 月 29 日 ・調査方法　社会福祉会館各階（1～3 階）にアンケート用紙、回収箱を設置 ・回答状況　回収箱にて 110 枚回収 <p>②アンケート結果の概要（利用者の満足度等）</p> <p>職員の対応について「とても満足」、「満足」の回答が 79.1% であり、今後の利用について 91.8% の方から今後も利用したいとの回答を得た。</p>	A

2. 公の施設の効用発揮

○公の施設の効用を最大限に発揮されたか	評価結果
<p>会議室の使用など多くの市民の利用がある中、効率的に利用できるよう努力されており、稼働率についても一定の水準を確保している。</p> <p>施設内の各種団体等、関係機関との連携も十分になされており、公の施設の効用が発揮されている。</p>	A

3. 適切な維持管理及び管理経費の縮減

評価結果
○公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られたか 開館以来 45 年以上が経過し老朽化が進んでいるが、保守点検、修繕等が適切に行われ、日々の清掃や植栽の管理等についても随時行われている。 警備、清掃業務などの業務については委託するなど、効果的、効率的な運営を行えるよう、コスト削減についても努力を払い、安定的なサービス提供に努めている。一方で、委託に係る人件費が上昇していることから、今後の管理維持（機械化警備等）の方法について検討していく必要がある。

4. 団体の人員、資産その他の経営規模及び能力

評価結果
○公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか 市とは隨時連絡をとり情報の共有が図られており、施設の改修等のサービス向上に向けた取り組みについても提案がなされている。 団体の経営状況については問題なく、労働環境についても過重労働とならないよう適正に労務管理が行われている。

5. その他施設の性質または目的に応じた基準

評価結果
○その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準を満たしたか 施設の設置目的や条例・施行規則等に沿った運営管理がなされ、個人情報の管理も適切に行われている。 高齢者が多く利用する施設であることから、特に安全面等における利用者の配慮について、職員の意識付けが徹底されている。また、施設内に事務所をおく各種団体へも適切に情報提供が行われており、性質に応じた運営が行われている。

【総合評価】

	評価の視点	得点率(評価)(a)	評価配点(b)	評価点(a × b)
1	利用者の平等利用の確保及びサービスの向上	87.5% (A)	20	17.5
2	公の施設の効用発揮	84.2% (A)	23.3	19.6
3	適切な維持管理及び管理経費の縮減	89.5% (A)	20	17.9
4	団体の人員、資産その他の経営規模及び能力	84.6% (A)	23.3	19.7
5	その他施設の性質または目的に応じた基準	90.9% (S)	13.3	12.1
合計			100	86.8

※得点率・評価配点・評価点については、原則として、小数点第 2 位を四捨五入しているため、端数の関係上、評価配点の合計及び評価点の算定結果等が表上の計算と整合しない場合がある。



総合評価	A
------	---

【モニタリング内容の総括】

各項目に記載したとおり、基本協定書等の各事項について適正に管理運営及びサービス提供が行われている。

特に、施設・設備が老朽化する中、隨時適切な修繕を行うと共に、利用者に事故がないよう最善の注意がなされている。さらには、市及び、施設内に事務所をおく各種団体とも積極的に情報共有を図り、社会福祉の増進を図る施設として適正に管理運営がなされている。

<参考>

■ 評価基準表（得点率で判断）

S (90%以上)	業務推進に必要とする水準を満たすだけでなく、より高い水準での施設の管理運営が行われ、積極的な創意工夫や改善活動を主体的に行っている
A (80%以上 90%未満)	業務推進に必要とする水準を満たしていると判断できる
B (60%以上 80%未満)	業務推進に必要とする水準を十分に満たしていないと思われる
C (60%未満)	業務推進が不十分で、今後支障をきたす可能性があり、改善の検討が必要と思われる

■ 「総合評価」の評価基準

評価の視点ごとの得点率及び評価配点をもとに評価点を算出し、上記の評価基準表により評価を行う。

ただし、総合評価がSまたはAとなるためには、評価基準表に定める得点率の基準（S：90%以上、A：80%以上）を満たした上で、以下の要件も満たす必要がある。

総合評価がSとなる要件

5つの評価の視点の評価において、Sが3つ以上であること。

総合評価がAとなる要件

5つの評価の視点の評価において、SまたはAが3つ以上であり、かつ、Cがないこと。